

青森県報

第三千六百九十九号

平成二十五年
六月三日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

(高 齢 福 祉 課) …… 一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………

(同) …… 一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………

(障 害 福 祉 課) …… 二

保安林皆伐許容面積の限度……………

(林 政 課) …… 二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………

(商 工 政 策 課) …… 四

建設業者の許可の取消し……………

(三 八 地 域 局) …… 四

右 同……………

(下 北 地 域 局) …… 五

右 同……………

(同) …… 五

教 育 委 員 会

平成二十五年度教科書展示会の時期及び場所……………

(学 校 教 育 課) …… 五

告 示

青森県告示第四百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	貸与福祉用具	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	貸与福祉用具	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	貸与福祉用具	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	貸与福祉用具	名称	所在地	指定年月日

青森県告示第四百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日
	株式会社いこの窓口	東京都港区東麻布一丁目七の三	訪問介護	名称	所在地	指定年月日

青森県告示第四百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
八戸市医師会訪問看護ステーション	八戸市柏崎六丁目二六の一	平成二五・六・一

青森県告示第四百七十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十五年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川～笹内川	水源かん養保安林	一、四〇二・四二
岩木川下流	"	五一・三〇
岩木川上流	"	八九二・〇八
平川	"	三五七・五八
浅瀬石川	"	六五六・二四

今別川～蟹田川	"	一、〇二〇・〇八
青森地区	"	七七四・九六
下北東部	"	一、二八七・七二
下北西部	"	九三六・二二
上北地区	"	一五六・六八
七戸川	"	六二九・一四
奥入瀬川	"	五八三・二二
馬淵川下流	"	九五七・五二
新井田川	"	一六八・〇六
中村川～笹内川	土砂流出防備保安林	一八一・〇二
岩木川下流	"	三一八・〇四
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	七三・一四
今別川～蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一五九・二八
下北東部	"	一四九・四六
下北西部	"	二四・四八

西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区
"	防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"
二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・二六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二三	二二・一六	六・二〇	六・二四	〇・一八	九九・五六	九六・四〇	一・二四	八〇・三四

東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市
"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	一二五・四一

下北郡大間町	〃	三・六〇
むつ市	〃	三〇・九八
上北郡東北町	〃	〇・三八
上北郡七戸町	〃	二・八〇
十和田市	〃	二・七四
三沢市	〃	三・二六
上北郡六ヶ所村	〃	四八・二八
八戸市	〃	一・〇〇
三戸郡階上町	〃	三・八四
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	〃	八六・三八

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第一項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース青柳店

青森市青柳二丁目九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTTファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

三 青森市の意見の概要

荷さばき施設付近での来客と荷さばき車両との錯綜や、駐車場へ進入できない車両に起因した市道の渋滞が懸念されるため、来客時間帯の荷さばきは一台を限度とし、十分な車路の幅が確保されるよう配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年六月三日から同年七月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社熱研工業
- 二 代表者の氏名 伊藤 武男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市湊高台二丁目二〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一三九五七号
- 五 取消年月日 平成二十五年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社渋田産業
- 二 代表者の氏名 澁田 慎也
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字中山一六の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一二七七〇号
- 五 取消年月日 平成二十五年五月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十五年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社渋田産業
- 二 代表者の氏名 澁田 慎也
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字中山一六の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一二七七〇号
- 五 取消年月日 平成二十五年五月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

平成二十五年年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定め、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)第十一条の規定により告示する。

平成二十五年六月三日

青森県教育委員会

10		9	8		7	6	5		4		3	2	1		番号															
同	五戸分館	三戸教科書センター	八戸教科書センター	同	大間分館	下北教科書センター	野辺地教科書センター	十和田教科書センター	同	深浦分館	西教科書センター	同	小泊分館	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター	同	今別分館	東青教科書センター	教科書センター名称										
小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	展示教科書										
三戸郡三戸町大字川守田字関根一五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五〇の一		所在地及び使用する施設の名称										
尾崎	官一	友田	博文	井上	貫之	田嶋	節夫	菊池	治夫	蛭名	文導	小向	秀男	齋藤	仁志	新谷	寛	向後	正樹	工藤	昭博	山内	孝行	小山内	修	高坂	治樹	山谷	明	管理責任者氏名
				午前九時から午後四時まで																予備展示期間及び時間										
																六月十四日、六月十五日、六月十六日、六月十七日、六月十八日、六月十九日、六月二十日、六月二十一日、六月二十二日、六月二十三日、六月二十四日、六月二十五日、六月二十六日、六月二十七日、六月二十八日、六月二十九日、六月三十日、七月一日、七月二日、七月三日、七月四日、七月五日、七月六日、七月七日、七月八日、七月九日、七月十日、七月十一日、七月十二日、七月十三日、七月十四日、七月十五日、七月十六日、七月十七日、七月十八日、七月十九日、七月二十日、七月二十一日、七月二十二日、七月二十三日、七月二十四日、七月二十五日、七月二十六日、七月二十七日、七月二十八日、七月二十九日、七月三十日、七月三十一日、八月一日、八月二日、八月三日、八月四日、八月五日、八月六日、八月七日、八月八日、八月九日、八月十日、八月十一日、八月十二日、八月十三日、八月十四日、八月十五日、八月十六日、八月十七日、八月十八日、八月十九日、八月二十日、八月二十一日、八月二十二日、八月二十三日、八月二十四日、八月二十五日、八月二十六日、八月二十七日、八月二十八日、八月二十九日、八月三十日、八月三十一日、九月一日、九月二日、九月三日、九月四日、九月五日、九月六日、九月七日、九月八日、九月九日、九月十日、九月十一日、九月十二日、九月十三日、九月十四日、九月十五日、九月十六日、九月十七日、九月十八日、九月十九日、九月二十日、九月二十一日、九月二十二日、九月二十三日、九月二十四日、九月二十五日、九月二十六日、九月二十七日、九月二十八日、九月二十九日、九月三十日、十月一日、十月二日、十月三日、十月四日、十月五日、十月六日、十月七日、十月八日、十月九日、十月十日、十月十一日、十月十二日、十月十三日、十月十四日、十月十五日、十月十六日、十月十七日、十月十八日、十月十九日、十月二十日、十月二十一日、十月二十二日、十月二十三日、十月二十四日、十月二十五日、十月二十六日、十月二十七日、十月二十八日、十月二十九日、十月三十日、十一月一日、十一月二日、十一月三日、十一月四日、十一月五日、十一月六日、十一月七日、十一月八日、十一月九日、十一月十日、十一月十一日、十一月十二日、十一月十三日、十一月十四日、十一月十五日、十一月十六日、十一月十七日、十一月十八日、十一月十九日、十一月二十日、十一月二十一日、十一月二十二日、十一月二十三日、十一月二十四日、十一月二十五日、十一月二十六日、十一月二十七日、十一月二十八日、十一月二十九日、十一月三十日、十二月一日、十二月二日、十二月三日、十二月四日、十二月五日、十二月六日、十二月七日、十二月八日、十二月九日、十二月十日、十二月十一日、十二月十二日、十二月十三日、十二月十四日、十二月十五日、十二月十六日、十二月十七日、十二月十八日、十二月十九日、十二月二十日、十二月二十一日、十二月二十二日、十二月二十三日、十二月二十四日、十二月二十五日、十二月二十六日、十二月二十七日、十二月二十八日、十二月二十九日、十二月三十日、				法定展示期間及び時間										

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭